

# 近づくと22確定申告

連載の第3回では、「医療費控除」と「住宅ローン控除」について説明しましょう。

まず、多くの人が対象になる「医療費控除」についてです。

医療費控除が受けられるのは、所得税を課税されている人です。かかった医療費が10万円（所得が200万円以下の人）は所得の5%の額を超えた場合という足切りがあるため、必ずしもすべての人が対象となるわけではありません。（計算式参照）

控除額を計算する際、

医療費の領収書が基本の資料となります。領収書

税理士

井上 礎 幸 さん



▷下◁

$$\left( \begin{array}{l} 2021年に支払った \\ \text{医療費の総額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされる} \\ \text{金額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} 10万円 \\ \text{所得の合計額が} \\ \text{200万円までの人は} \\ \text{所得の合計額の5\%} \end{array} \right) = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)}$$



協会けんぽから送られてきた「医療費のお知らせ」。医療費控除の申告をする際、利用できます。ただし10月～12月に受診した医療費の記載はないので注意しましょう

## 医療費・住宅ローン控除

医療費控除の対象になる医療費（おもな例）

	対象になる	対象にならない
医師の治療	医師・歯科医師に支払った診療費、治療費 医師などによる一定の特定保健指導の費用	健康診断の費用 美容整形のための費用
出産	出産のための入院費 助産師への報酬	里帰り出産のための帰省旅費
マッサージ	治療のための施術費	疲労回復のための施術費
眼鏡・補聴器	白内障、緑内障の治療のための眼鏡代（医師が記載した所定の処方箋が必要）	近視や遠視のための眼鏡代 補聴器の購入費用
交通費	通院のための電車・バス代 タクシー代（公共交通が利用できない場合）	通院のための車のガソリン代、 駐車料金



スマホやパソコンで入力すると総額の計算もでき便利

きるからです。ただ、初めの年は相談が多かったのですが、それが以降は相談自体がありませんでした。実際はコロナの影響で仕事を制限され、外出も控えることで医療費の支出が減り、医療費控除の申告をする人が減少しただけかもしれません。

ただしこの「セルフメデイケーション税制」は、通常の医療費控除とは異なり、一方の選択になり、両方は受けられません。

続いて「住宅ローン控除（特定増改築等）住宅借入金等特別控除」です。控除金額が大きいので、テレビ番組などで紹介されることも多いのではないのでしょうか。

住宅借入金等を利用して家屋の新築、購入、増

を申告書に添付する必要はなくなりましたが、ご自身や家族の健康管理のためにも、領収書等は大切に保管しておいてください。

2017年から医療費控除の対象を広げる、セルフメデイケーション税制（特定の医薬品購入額の所得控除制度）が導入

されました。対象となる市販の医薬品を1万2000円以上購入した場合に適用があります。早期に、個人の判断で医薬品を使用することで、医師等による医療行為を受ける前に重症化を防ぐことができれば、結果として国民の医療費総額を減らすことが期待

改築などをして、一定の要件を満たすときに控除が受けられます。しかし、この住宅ローン控除は年度ごとの適用要件が異なり、制度は非常に複雑です。

ご自身が対象になるかどうかを知るときには、なるのは、実は住宅購入時や増改築時に受ける、不動産業者や建設業者のアドバイザーです。税についての専門家ではありませんが、顧客に対してのメリットをしっかりと調べていることが多く、非常に参考になります。

納めすぎた税金の還付を受ける還付申告は、さかのぼって5年間提出できます。（申告する年の分の翌年1月1日から5年間）

税のしくみは私たちの生活に大きな影響を与えているので、関心をもち続けることが非常に大事だと思います。消費税は3%の税率で導入されましたが、今では10%（食料品等を除く）と3倍以上になり、重い負担となっています。

パソコンやスマホを利用することもできるので、ぜひ確定申告に挑戦してみてください。

（上は1月29日付、中は31日付に掲載）